

横尾議員 最初に「障害者雇用促進法による雇用について」お伺いします。先月28日、厚生労働省が国の障がい者雇用の水増しの実態を公表しました。障害者雇用促進法では、行政機関に対して障がい者を2.3%以上雇うように義務付けていますが、実際の雇用率は1.19%に過ぎなかったことが分かったとありました。これまで約6,900人の障がい者を雇用しているとしてきましたが、実態はその半数以上の3,460人が水増しされていたとのこと。不正は27省庁で行われ、最も多かったのは国税庁の1,022人で、続いて国交省の603人、法務省の539人となっています。また、衆議院と参議院の事務局、そして朝日新聞によると全国の裁判所でも不適切な算入が確認されており、行政、立法、司法の三権で水増しが行われていたことになっています。さらに地方自治体や教育委員会など約2,600か所で約5万人の障がい者が雇用されているはずでしたが、共同通信によると少なくとも37府県で不適切な算入が行われていたとのこと。どうしてこのような事態になったのか、町の見解をお伺いします。また、法定雇用率による牟岐町の障がい者の雇用人数は何人になるのか、それから、今回の町職員募集に障がい者枠があり、実際に応募があると聞きました。知的障がい・精神障がい者を雇用する場合は、特別な配慮が必要であると考えます。受入体制とか対応策は考慮しているのかお伺いします。次に「庁舎移転について」ですが、平成29年10月26日に『牟岐町役場庁舎移転・建設等検討委員会』より答申を受けて来月で1年になりますが、その間、町長は「住民説明会を開いて」等の答弁は議会では述べられていますが、いつ、どこで開くとか、その後の事業着手から庁舎竣工までの具体的なスケジュールを示していません。この状態では事業化に向けて取り組んでいるとは言えないと思います。南海トラフ地震が30年以内に起こる割合が高まる中、昨今では全国各地で豪雨災害、台風、土砂災害等が発生していると町長が所信でも述べられていますので、十分ご認識されていると考えます。事業の遅れが人災にならないよう、苦しい財政事情の中ではありますが、早急に事業化に向け取り組んでいただきたい。最後に「公共施設跡地利用に管理面で問題はないのか」についてお伺いします。旧河内小学校については答申書で「民族資料館として有効利用する」となっていますが、他にも協力隊や観光協会、森林組合、民間企業が常駐で利用しています。また、各種団体も会議等で利用していて町としては把握できているのでしょうか。また、管理面についてはどうなっているのですか。具体的には鍵管理や清掃面等です。また、答申書には「老朽化による建物の損傷が激しい為利用は難しい」となっていました。有事の際にはどのように対応するのでしょうか。安全面に関してはどのような見解でしょうか。それから、旧給食センター施設の利用についても同様の問題があると考えます。そして、それぞれの施設利用者には利用に関しての説明等はしているのか、また、利用規定等の整備はできているのかお伺いしま

す。

杣富議長 福井町長。

福井町長 まず、障がい者雇用について、国の機関で雇用数の水増しが行われたことに関する見解ですが、誠に言語道断というべきで、法を守るべき国が、また法の執行を指導する立場の国が自ら脱法行為を行ったのですから、知恵を絞って障がい者を雇用してきた民間事業所は、騙された思いだと思います。そして今後、国が法の適正な執行を指導するにあたって、強い指導力は期待できないと思います。最も気の毒なのは障がい者の方で、バリアフリーからユニバーサルデザインへ、またダイバーシティと、日本でも少しずつ障がい者が差別されない、障がい者でも一般の健常者と同等に仕事ができる環境整備や法整備が進んでいると思っていたところ、裏切られた心境かと思います。しかしながら、全ての障がい者が平等に、全ての業務に従事できる筈がないことも事実です。したがって、多様な事業所ごとに法定の雇用率が定められているのだと思います。この法定雇用率は、多様な調査のうえ、雇用者が努力すれば雇用できる数値を法律で定めていると思いますので、できるだけ多くの障がい者が、健常者と同じように、仕事をするの楽しみや生き甲斐を感じられるよう雇用者は工夫するべきだと思います。次に牟岐町での障がい者雇用についてですが、『障害者の雇用の促進等に関する法律』による障がい者の法定雇用率は、従業員45人以上の事業所で、地方公共団体は2.5%とされているため、牟岐町役場の必要雇用人数は1名以上となります。現在、臨時職員を1名雇用していますが、平成30年度の新規職員採用の募集区分にも障がい者枠を設けています。知的障がい者と精神障がい者の雇用については、その職務内容等の検討が必要であり、地方公務員の業務は、基本的に住民の皆さんとの対話や交渉などの業務が多くなるため、現時点での雇用は困難であると考えています。今後、採用の可否について、他の市町村の事例も参考にしながら業務内容等を検討する必要があると考えています。次に役場庁舎の移転についてですが、昨年12月議会で藤元議員から、今年3月議会でも横尾議員からご質問がありましたが、その後進捗が遅くご心配されておられると思います。ただ、今年は、防災行政無線のデジタル化の検討を進めており、役場の移転改築については、どうしても後回しになってしまう状況にあります。しかしながら、現在、厳しい財政状況の中で如何にして早く役場の改築を実行するか、PFIなど発注手法の検討を進めている段階です。まずは、役場庁舎移転建設等検討委員会の答申を受けての建設場所等の説明会の開催が必要ですが、これもPFIで実施し、用地造成から設計施工まで業者に一任するのか、また、従来のように、町が用地造成し、設計委託と工事発注を分離し行うのか

決定していないことから、説明会の開催に至っていません。今後、出来るだけ早く、設計と工事の発注手法を決定し、用地造成、工事発注などの各スケジュールと財源も含め検討し、役場の移転改築に向けた進捗を進めたいと考えています。次に古い公共施設の活用に係る管理についてですが、まず、旧河内小学校の施設管理についてご回答いたします。議員ご指摘のとおり、平成24年12月に提出された牟岐町活性化・公共施設跡地検討委員会の答申によりますと、「旧河内小学校は、グラウンドや体育館など一部を除き、校舎については老朽化による損傷が激しいため、現状での利用は難しいので、民俗資料館として文化財等の保管場所として有効活用する。」とあります。ただし、「公共的かつあらゆる町民が利用できること」、「多世代交流の場であること」、「現在の施設を有効に活用すること」、「多額の維持管理経費がかからない利用であること」等の基本的考え方に基づき利用する旨の方向付けに留まった提案であるため、具体的な利用方法については回答されていません。これにより、平成26年4月1日より、地域文化の向上、地域産業の振興及び住民福祉の向上を図ることを目的に、『河内地域活性化センター』として運営を開始したところであり、平成26年3月の全員協議会において、施設運営については1階を活性化センター、2階を民俗資料展示館として利用し、地域おこし協力隊員を配置して運営を行う体制でスタートする旨の説明を行っています。現在は、地域おこし協力隊員と観光協会の臨時職員が主となり、各施設使用者と連携して日常の管理を行っているところであり、正規の職員は常駐していませんが、修繕や維持管理にかかる施設管理については、産業課と教育委員会がそれぞれ対応をしています。また、森林組合、観光協会、『むぎ健康びーな』など、民間企業が施設を使用していますが、半公共的な団体や町の事業と連携が必要な団体については施設の使用を認めているところであり、どのような団体でも使用が可能という訳ではありません。次に建物の老朽化による損傷が激しいため利用は難しく、有事にはどのように対応するのかとの質問についてですが、河内地域活性化センターにつきましては、利用前に耐震の簡易診断を実施しており、診断結果を受けて安全であることを確認したうえで利用を始めています。尚、有事の際の対応につきましては、施設の消防計画に基づき、防火活動及び地震時の行動を実施します。また、施設利用規定の有無についてですが、地域活性化につながるには、どのように使用するのがベストな選択かを模索しながら運営しているところであり、大まかな管理については設置管理条例で定めていますが、詳細な用途を定める利用規定については、まだ定めてはいませんので今後検討してまいりたいと思います。最後に、旧給食センターの施設利用についてですが、現在は、南阿波よくばり体験や観光協会の体験プログラムの実施場所として、「あんどんの会あかり」を始め草木染めやサウンドアートの各種団体が利用しています。この施設につきましても、有事には中村地域活性化セ

センターの消防計画に基づき行動いたしますが、利用規定は定めていませんので、河内地域活性化センターと同様に、今後、検討してまいりたいと考えています。

枅富議長 横尾議員。

横尾議員 今現在、町長からもありましたように、障がい者枠で募集をされて、今現在、1名の応募があるということを聞いていますが、しかし、町長も述べられたとおり、知的障がい者、精神障がい者の雇用については困難であるというふうな答弁をいただきました。誠にデリケートな問題でして、しかし、そういう人が応募してきたら、町としても断り切れないというふうな立場であると考えますので、実際に対応をこれからのことですが、持っていった方がいいのではないかなと考えますので、どうぞ十分に練っていただきまして、対応していただきたい。また、この障がい者促進法については、民間企業はだいぶデメリットがありますので、行政サイドとしては、証明書の提示とか、採用の際には、そういったことのちゃんとした証明が取れるようなことも検討していただきたいと思います。あと庁舎移転について具体的にまだ指示はしていないということですが、大まかにいつ頃という方向性を示していただかないと、いつまで経ってもというような形で、議員さんが責められるわけなのです。いつ頃するのだと、また、海部病院の移転の問題もあったりとか、いろんな跡施設の利用について、いろんなところから検討委員会もできてきています。どうしても後手後手に回らずを得ない状況でありまして、一番の問題は財源であろうかと思えますし、財源も含めて全体的に職員一丸となって、この問題に取り組んで欲しいと考えます。そして、公共施設跡地利用についてですが、実際のところ、今現在利用しているところは常駐されているので分かりますが、一般の各種団体の利用状況というのは、どこが、さっき産業課と教育委員会というふうなことが出ましたが、どういうふうに把握ができているのでしょうか。また、届出があって利用を許可する、しないという形はどうなっているのか。また、開錠と最後の戸締り等については、どういうふうな仕組みでなっているのか、具体的に教えていただきたいということで、最後の公共施設の跡地利用について再問をしたいと思います。

枅富議長 田中産業課長。

田中産業課長 只今、横尾議員の再問にありました鍵の管理と最後に誰が閉めているのかという点についてお答えします。まず鍵につきましては、利用者、入っている団体の各種団体の利用者の皆さんが鍵を持っています。先程の町長の

答弁にもありましたが、施設利用規定というのは設けていませんので、一般的な利用の仕方という形でご説明を各種団体にしているところです。一番最後に出る団体さんに鍵を閉めて出て行っていただく、それで日常的な管理は利用者みんなが連携して掃除もしていただくと、そのように施設を使っていたいているところです。以上です。

杣富議長 横尾議員。

横尾議員 今、産業課長から答弁がありました。最後の人が鍵をかけて帰ると、そして、利用するところの団体が鍵を持っているということですが、団体の代表であれば、そういうふうな責任感を持って施錠もしていただけたらと思いますが、巡視することも必要かと思imasるので、利用の規定の整備は早急にしていただいて、各種団体さんにも説明をした上で、例えば、火の元の用心であるとかいうふうなことも必要であると思imas。常駐する職員が居ないとなれば、なおさら徹底した周知が必要であると思imasるので、どうぞ整備規程を早急につつていただいて、説明をしていただきますようお願い申し上げて一般質問を終わります。